

経理の窓3月号

平成27年3月1日号

桃の節句、久しぶりに、おひな様を飾りました。近所で桃を植えているお宅は、少ないようですが、梅の淡いピンクが、春の訪れを感じさせてくれます。

法人 : 1月決算法人の確定申告と納付

今月の税務

個人:贈与税、所得税の確定申告と納付(16日まで)

消費税の確定申告と納付(31日まで)

建物の減価償却費の計算について

個人の不動産収入について記帳のご依頼がありました。建物の耐用年数は長期にわたります。 不動産賃貸も長年にわたります。個人事業者の方は、減価償却費は、毎年費用に計上することに なっています。期間が長ければ税制改正もありますので、確認したいポイントをまとめます。

○減価償却資産の償却方法について

基本 個人事業の方で、税務署に償却方法の届出をしていない方は、定額法になります。 法人は、税務署に償却方法の届出をしていないときは、定率法になります。

但し、平成10年の税制改正で、平成10年4月1日以後に取得した建物は定額法のみに限られることとされ、平成10年3月31日以前に取得された建物は、定率法、定額法のいずれかの方法によることとされました。

○建物の耐用年数の短縮

法人は、平成10年4月1日以後に開始する事業年度から、個人は、平成10年分の所得税から、 建物の耐用年数が10%から20%程度短縮されました。建物の耐用年数の短縮改正は、従前から 所有する建物を含めたすべてについて適用されます。

〇平成10年4月1日から平成19年3月31日に取得した建物は、旧定額法が適用されます。 平成10年3月31日以前に取得した建物は、旧定額法または旧定率法が適用されます。

残存価額は10%として減価償却をして帳簿価額が10%に達したあとも取得価額の95%まで償却します。平成19年の改正により、取得価額の95%に達した事業年度(個人は年分)の翌期(個人は翌年分)以後5年間(60月)において均等償却を行い、残存価額を1円まで償却することができます。

- ○平成19年4月1日以後取得した建物は、定額法が適用されます。 償却可能限度額、残存価額の規定の廃止により、取得価額に「定額法の償却率」を乗じて計算 した金額を、各事業年度の償却限度額として償却を行います。
- 〇資産を年度の途中で、取得や譲渡、取り壊しをした場合は、その月を1ヶ月として計算した事業 年度中の償却期間の月数分を償却します。

《確定申告で気になったこと e-tax》

◇申告用紙がほしいけれど~

税務署や市役所、都税(県税)事務所にもありますが、

パソコン、インターネット、印刷ができれば、国税庁の e-tax からも入手できます。 電子申告はしたくないという方は、申告書を印刷して税務署に郵送して提出することも、 できます。

◇e-taX、ちょっとあわてました。

e-tax の画面、操作がわかりやすく、優しくなったと思います。昨年のデータも利用して 入力の手間も省けて……データ送信後、内容を印刷して確認したところ、間違い発見。

間違った場合は、申告期間内であれば、間違った箇所を直すほかにデータ全体を再作成して、 再度送信すると、終了です。

申告用紙を税務署に提出する場合も、申告が間違った場合は、申告期間内は、改めて正しい申告書を提出すれば良いので、ここのところは、電子申告も同じですね。

◇ちょっとあわてました。その2

パソコンのOSをXP→Vista→windows7に変更していました。カードリーダーが、『windows7 (32bit版) 動作検証済、PCに接続するだけで自動セットアップ』とあるにもかかわらず、できませんでした。そこで販売元のホームページからドライバーを入手して、手動セットアップ。……使用できるようになりました。windows8 には、対応しない機種と記載もあります。周辺機器にも使用期限が……、申告期限ぎりぎりでなくて、よかった!!電子証明書の有効期間の確認も大事ですね。



有限会社 たべい 電話043-422-5836 FAX043-422-5844

http://www.帳簿.jp 帳簿をつけます。

http://www.tstabei.com 経理の窓 http://www.keirinomado.com